

\\ 小規模事業者の経営課題解決を、寄り添いながら支援します! //

長岡商工会議所 経営発達支援計画



計画の実施期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

目 標

- 1 小規模事業者の経営環境変化への対応を支援することにより、事業継続につなげます。
- 2 小規模事業者のデジタル化・DX による業務効率化や販路開拓、高付加価値化商品の開発や販売支援により、労働生産性の向上を図ります。
- 3 上記を実現するために、小規模事業者との対話と傾聴を通じて、個々の課題を設定した上で、地域経済を支える小規模事業者の力を引き出し、地域全体での持続的発展の取り組みを図ります。

小規模事業者の経営状況の分析

- 巡回訪問・窓口相談による掘起し
- 課題対応セミナーの開催

地域の経済動向調査

- 長岡市内景況調査の実施
- 国が提供するビッグデータの活用

事業計画の策定支援とフォローアップ

- セミナー・相談会の開催
- 事業計画の策定支援
- 計画策定後のフォローアップ

新たな需要の開拓に寄与する事業

- 首都圏等で開催される展示会出展
- 地元製品の展示即売会の開催
- 地元消費を喚起する販売促進事業

需要動向の調査

- 消費者向け商品調査
- バイヤー等向け商品調査

事業評価・改善会議（事業の検証・評価・見直し）

経営発達支援事業の例

ポッキリパスポート

個店・個社の魅力向上を支援しながら、認知度と売り上げのアップを目指します



展示会・商談会の出展支援

展示会・商談会の出展を支援し、小規模事業者の販路開拓と認知度向上を目指します

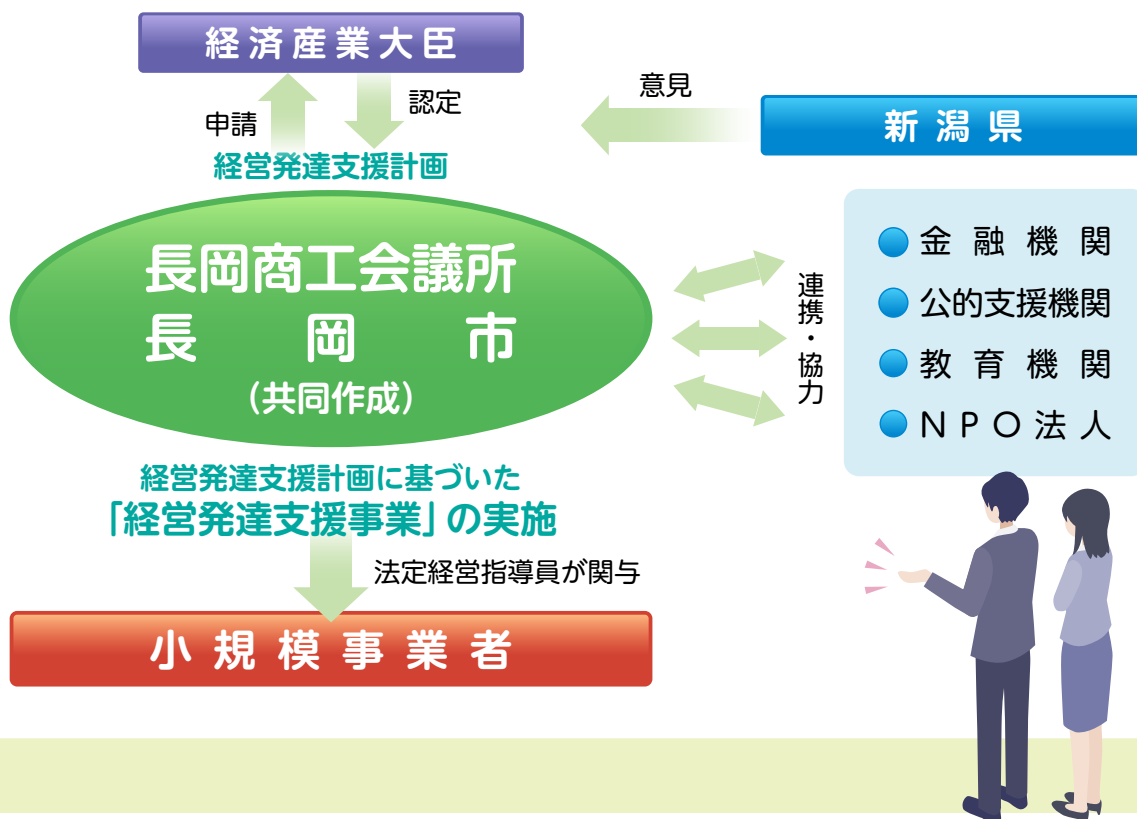


「長岡商工会議所 経営発達支援計画」の概要

経営発達支援計画とは？

- 1 平成26年9月に改正された「小規模事業者支援法」において、商工会議所が小規模事業者支援の中核に位置付けられました。
- 2 商工会議所が小規模事業者に対して行う、伴走型の事業計画策定・実施支援（経営分析・市場調査・事業計画策定・販路開拓等）を行うための事業計画を「経営発達支援計画」と言い、経済産業大臣が、認定・公表・支援する制度が新設されました。
- 3 長岡商工会議所は、小規模事業者の成長を重点的に支援していくため、それまで実施してきた各種事業を「経営発達支援計画」に取りまとめ、平成27年7月15日付で、経済産業大臣から認定を受け、平成27年度から令和元年度の5年間、経営発達支援事業に取り組みました。
- 4 令和元年7月16日、「改正小規模事業者支援法」が改正され、経営発達支援計画は、それまでの商工会議所・商工会の単独申請から、関係市町村と共同で作成し申請することとされたことから、長岡市と共同で作成・認定申請を行い、令和2年3月16日付で新たな「経営発達支援計画」の認定を受け、令和2年度から令和6年度の5年間にわたり、国の支援を受けながら、地域経済の競争力強化と活性化に取り組みました。
- 5 なお、長岡市と共同で新たな「経営発達支援計画」の作成・認定申請を行い、令和7年3月21日付で認定を受け、令和7年度から令和11年度の5年間にわたり、引き続き経営発達支援事業に取り組んでまいります。

『改正小規模事業者支援法』に基づく支援イメージ図



長岡商工会議所 営業推進部 経営支援グループ

〒940-0071 長岡市表町3丁目1-8リナシエビル3 TEL: 0258-32-4500 FAX: 0258-34-4500
(URL) <http://www.nagaokacci.or.jp> (E-mail) keiei@nagaokacci.or.jp